
出席議員(18名)

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	小泉 清一	君
会計管理者	小林 功	君
総務課長	村上 正広	君
企画財政課長	水戸 敏見	君
まちづくり推進課長	菅野 敏明	君
税務課長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康福祉課長	大宮 正博	君
子ども家庭課長補佐	小笠原 幸一	君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君
都市建設課長	佐藤 輝夫	君

上下水道課長	大久保 政 一 君
槻木事務所長	高 橋 礼 子 君
危機管理監	佐 藤 富 男 君
地域再生対策監	大 場 勝 郎 君
公共工事管理監	小 野 宏 一 君
税収納対策監	武 山 昭 彦 君
長寿社会対策監	平 間 忠 一 君

教育委員会部局

教 育 長	阿 部 次 男 君
教育総務課長	小 池 洋 一 君
生涯学習課長	丹 野 信 夫 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第7号)

平成22年3月18日(木曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第18号 平成22年度柴田町一般会計予算
- 第 3 議案第19号 平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第20号 平成22年度柴田町老人保健特別会計予算
- 第 5 議案第21号 平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計予算
- 第 6 議案第22号 平成22年度柴田町介護保険特別会計予算
- 第 7 議案第23号 平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議案第24号 平成22年度柴田町水道事業会計予算
- 第 9 議案第25号 平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事(建築工事) (繰越明許) 請負契約について
- 第10 議案第26号 平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事(建築工事) (繰越明許) 請負契約について

- 第11 議案第27号 平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事（電気設備工事）（繰越明許）請負契約について
- 第12 議案第28号 平成21年度柴田町一般会計補正予算
- 第13 議発第1号 柴田町議会会議規則を左横書き等に改める規則
- 第14 意見書案第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書
- 第15 意見書案第2号 プルサーマル計画に対して慎重な対応を求める意見書
- 第16 陳情第1号 政府へ外国人への地方参政権付与に反対する意見書採択を求める陳情
陳情第2号 プルサーマル計画に対して宮城県に慎重な対応を求める意見書提出方陳情
- 第17 議員派遣の件
- 第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において5番安部俊三君、6番佐々木 守君を指名いたします。

日程第2 議案第18号 平成22年度柴田町一般会計予算

日程第3 議案第19号 平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算

日程第4 議案第20号 平成22年度柴田町老人保健特別会計予算

日程第5 議案第21号 平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計予算

日程第6 議案第22号 平成22年度柴田町介護保険特別会計予算

日程第7 議案第23号 平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第8 議案第24号 平成22年度柴田町水道事業会計予算

○議長（我妻弘国君） 日程第2、議案第18号平成22年度柴田町一般会計予算、日程第3、議案第19号平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、日程第4、議案第20号平成22年度柴田町老人保健特別会計予算、日程第5、議案第21号平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計予算、日程第6、議案第22号平成22年度柴田町介護保険特別会計予算、日程第7、議案第23号平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第8、議案第24号平成22年度柴田町水道事業会計予算、以上7件を一括議題といたします。

議案第18号から議案第24号までは、予算審査特別委員会に審査を付託しておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。委員長、水戸義裕君の答弁を許します。

〔予算審査特別委員会委員長 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（水戸義裕君） 予算審査特別委員会委員長の報告をいたします。

去る3月12日の本会議において、予算審査特別委員会に審議を付託されました、議案第18号平成22年度柴田町一般会計予算、議案第19号平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、議案第20号平成22年度柴田町老人保健特別会計予算、議案第21号平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計予算、議案第22号平成22年度柴田町介護保険特別会計予算、議案第23号平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号平成22年度柴田町水道事業会計予算の7カ件については、3月12日、特別委員会を招集し、15日から17日まで関係担当者の説明を聴取して慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第18号から議案第24号までの平成22年度柴田町各種会計予算7カ件は、いずれもこれを原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、少数意見の留保はございませんでした。

以上、報告いたします。予算審査特別委員会委員長、水戸義裕。

○議長（我妻弘国君） これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営に関する基準により省略いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。まず原案反対の方の発言を許します。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 7番広沢 真です。私は、一般会計予算案に反対の立場で討論に参加します。

平成22年度の前案は、昨年政権が交代して新たな国家予算が示されてから編成された初めての予算であります。民主党政権になってからの初めての予算は、子ども手当や生活保護の母子加算復活や、高校授業料の実質無料化など、昨年の総選挙からの流れを組む国民の要求を一定盛り込んだものになっています。

しかし、前の自公政権からの転換を願った国民の要求に照らせば、極めて不十分な内容になっています。

後期高齢者医療制度は制度の廃止が何年も先送りになり、またむだを削ると言って事業仕分けを大々的に実施しながら、結局は大企業、大資本家減税などの聖域にはメスを入れず温存をした結果、巨額の国債発行と埋蔵金に依存する先の見えない予算になっています。

地方財政計画を見ますと、地方自治体にそれなりの財源を確保する姿勢も一定見られ、小泉内閣時の地方削減予算を一定見直しをする、こういう手直しを加えた地方財政対策を創設した

平成20年度の地方財政計画を引き継ぐ流れもあるとは思いますが、同時に、地方交付税を1.1兆円増額などのマスコミ報道が先行する中、実際は地方税収の大幅減収などもあり、今年度の地方財政計画単独ではそれほど大幅な増額にはなっていません。

柴田町の22年度の予算を見ますと、昨日までの予算審査特別委員会での審議で明らかになったとおり、国の第1次、第2次の景気対策の補正予算に含まれる交付金も活用する形で、これまで取り組めてこなかった船岡中学校の耐震化や体育館の建てかえ、二本杉町営住宅の建設事業など新規事業に取り組むなど地域にここしばらくなかった動きをもたらすものになっています。

また、町長の答弁で明らかにされたとおり、乳幼児医療費の入院費助成を小学校卒業時まで拡充など町民の要求実現についても取り組む姿勢が見られます。

何より今後の財政運営において財政規律を厳守しながらも有利な国の制度活用を模索しつつ、起債をうまくコントロールし、公債費が大きく減る平成25年度以降もむだを省きつつ、町民が望む事業に取り組もうとする姿勢は大いに評価できる点であります。

今年度は国の交付金を活用した臨時職員を数多く雇用し、さまざまな分野で配置をしています。しかし同時に、行政の主要な部門での臨時職員の比率が高まり、その分、正規の役場職員の定数削減と相まって専門知識な経験の伝承などに大きな不安が残ります。

さらには、行政の仕事を民間に委託することが今後も検討されていることが議会の論議の中で明らかになってきましたが、市場化テストの失敗や保育所、図書館などの民間委託について全国的に住民からの反発が大きくなっていることに見られるように、行政の仕事を民間に委託するという流れは大きく失速してきています。

町長は、施政方針の中で新自由主義から抜け出す方向を言及されていますが、そうであるならば、新自由主義の大きな流れの一つである行政の民間委託、職員の削減による地方自治体の仕事の縮減などの流れからの離脱をぜひともお考えいただきたいと考えます。

私は以前から国の政治が国民の利益を損なうようなときには、町は悪政からの防波堤になってほしいということを主張してきました。今現在も多く国民、そして柴田町民は回復しない景気に翻弄され、生活苦を抱えている方が数多く存在します。私のところにも生活相談がひっきりなしに寄せられており、1件解決の方向性が見えてくると間を置かずに次の生活相談が舞い込むような状況が続いています。

このような状況だからこそ、役場でなければできない仕事があり、また知識と技能の蓄積された職員が必要であります。民間の事業所や企業はどんなときでも利益を追求することがその

目的となりますが、経済的な利益のあるなしにかかわらず、町民のために働けるのが行政であります。国の財政の流れや国民、町民の中に公務員の誤解がある中で、あえて違う流れを選択するのは大きな困難を伴うものではありませんが、ぜひとも転換を望みたいと考えます。

私は町民生活を守る上では評価できる点もありつつ、予算上もやるべきことはまだ残されていると考え、平成22年度一般会計予算案に反対の立場を表明いたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。15番加藤克明君。

○15番（加藤克明君） 15番加藤克明です。議案第18号平成22年度柴田町一般会計予算について、原案に賛成の立場から討論いたします。

平成22年度の当初予算は、一般会計で前年度比7.6%増の106億4,559万8,000円となりました。これは大型国庫補助である子ども手当、地デジ対策費を歳入歳出に組み込んだためであります。この二つを除けば約100億円規模で予算規模としては財政規律を遵守した適正のもの判断します。

歳入面においても、経済不況による個人所得の減少を踏まえて町税を減額しており、現実的な対応と見られる。また、その不足分につきましては実質的な地方交付税となる臨時財政対策債を充てており、町の将来にとっても加重負担とならないよう考慮されております。

歳出面においても、町の財政状況が依然厳しい状況にあることを見据えながらも、近年にない投資事業が組み込まれております。21年度からの継続事業となっている経済危機対策の諸事業を考え合わせれば、地域経済の活性化にも配慮し、町民の要求にこたえるべく最大限の努力をしたことがわかります。健全で妥当な予算編成だと評価いたします。

以上の理由から平成22年度一般会計予算について原案どおり賛成いたしますので、同僚議員の皆さんの賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（我妻弘国君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって討論を終結いたします。

ただいま議案第18号から議案第24号までの審査結果について、委員長の報告がありました。委員長報告はいずれも原案可決であります。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第18号、平成22年度柴田町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第19号、平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第20号、平成22年度柴田町老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第21号、平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第22号、平成22年度柴田町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第23号、平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第24号、平成22年度柴田町水道事業会計予算は、委員長の報告のと

おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第25号 平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事（建築工事）
（繰越明許）請負契約について

○議長（我妻弘国君） 日程第9、議案第25号平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事（建築工事）（繰越明許）請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第25号平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事（建築工事）（繰越明許）請負契約についての提案理由を申し上げます。

船岡中学校校舎は、昭和42年度に建築し、既に42年経過しており、耐震診断の結果、補強を要する建物となっております。

本年、耐震補強等工事の実施設計が完了いたしましたので、補強工事及びトイレ改修などの大規模改修工事を行うものです。

なお、本工事は建築・電気・機械設備工事に分離発注するもので、本案議案につきましては建築工事が対象となっております。

既決予算に基づき、制限つき一般競争入札の特別簡易型総合評価方式として、2月8日に入札公告を行い、3月2日入札執行いたしました。

入札参加者は、株式会社大慎組、株式会社四保工務店、株式会社松浦組の3社でありました。

入札を執行した結果、株式会社四保工務店と、1億5,225万円で工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。公共工事管理監。

○公共工事管理監（小野宏一君） 議案第25号の補足説明を申し上げます。議案書は1ページにな

ります。提案理由につきましては町長が申し上げましたが、耐震診断の結果、補強工事が必要となり、補強工事及び大規模改修工事を行うもので、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらるるものです。

それでは、工事の契約関係について説明申し上げます。

最初に、工事の発注の方法です。船岡中学校校舎耐震補強工事は、建築工事と機械設備工事、電気設備工事に分離して発注しております。分離発注した理由ですが、建築工事の場合は、建築以外の電気設備、機械設備など下請けとなり、経費は元請けにとられ下請けは厳しい条件の仕事になっております。

このようなことから、現在、県及び隣接市町でも分離発注が多く、この工事と次の案件の船岡中学校体育館改築工事につきましても、受注者の公平性と受注機会の確保、景気対策という観点から建築工事、機械設備工事、電気設備工事に分けて発注いたしました。

次に、契約の方法です。本工事であります船岡中学校校舎耐震補強工事(建築工事) (繰越明許)は、2,500万円以上の設計価格でございますので制限つき一般競争による契約といたしました。

本工事につきは、狭い敷地内で既設校舎を利用しながらの工事となるため、安全性や騒音、振動等による学校関係者への影響を十分配慮、考慮する必要があります。企業の施工実績や配置技術者の能力等のすぐれた企業と契約を締結する必要があるため、価格と品質の両面から総合的に評価する。特別簡易型総合評価落札方式を適用いたしました。

それでは、資料に基づいて説明したいと思います。

工事請負契約案件資料ということで議案の25号関係の資料をごらんください。

1ページでございます。入札参加資格者を宮城県大河原土木事務所管内仙南2市7町に本店を有する者や、建設業法に規定している特定建設業の許可を受けていること等の制限を設け、2月8日に入札の公告をし、受け付けをしたところ、3社からの申し込みがあり、審査した結果、入札参加資格者は次のとおり、町内2社と町外1社の3社となりました。

次の2ページをごらんください。入札執行日は3月2日です。予定価格は設計額です。消費税抜きで1億4,849万4,000円です。最低制限価格は国の基準に基づいたものです。消費税抜きで1億2,966万3,000円です。

次に、落札者の決定の流れについて説明いたします。下の表をごらんください。まず、見積額を記入した入札票を出してもらい開札をいたします。入札価格が予定価格より下で最低制限

価格より上の範囲にある業者が総合評価対象者になります。

本工事では入札の結果、大慎組は1億1,500万円で最低制限価格以下となり、松浦組は1億5,150万円で予定価格に達していないので2社は総合評価対象外となりました。株式会社四保工務店が1億4,500万円で予定価格の範囲なので総合評価対象者になりました。

今回は1社のみが総合評価対象ですが複数の場合もあります。また、今までの一般競争入札では、この段階で最低価格の方が落札者となります。

次に、複数の総合評価対象者の中から価格以外の評価点と価格評価点を加えた総合評価点の最高得点を獲得したものを落札者と決定いたします。契約金額は落札者の入札価格に消費税を加算した金額になります。

本工事では総合評価対象者は株式会社四保工務店だけで、価格以外の評価点は、この表の中にあります企業の施工実績ですが、過去10年間の同種工事の実績があれば5点としております。四保工務店が5点です。企業の工事成績は、宮城県の工事成績点で75点以上を5点、65点から75点未満を2点といたしました。四保工務店さんは工事成績点が75点なので5点です。次に配置技術者の能力、これは1級建築士を配置するということですので3点、指名停止処分、過去2年間の柴田町の指名停止処分があれば減点の2点になります。ないので0点。柴田町での除雪、融雪、災害対応の地域貢献度で実績があれば4点ということで4点です。合計で20点となりました。それに価格評価点、これは最低価格との比較になりますので入札価格が高額になれば点数は低くなります。四保工務店は最低価格ですので満点で80点となり、それぞれ加えて100点、最高評価点獲得者となり落札者となりました。

平成21年度船岡中学校校舎耐震補強工事(建築工事)(繰越明許)の契約の相手方は株式会社四保工務店で、契約金額は、入札金額1億4,500万円に消費税を加算した1億5,225万円となります。工期は議決の翌日から平成22年12月24日までです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(我妻弘国君) 次、教育総務課長。

○教育総務課長(小池洋一君) お手元にお配りしております図面で工事の概要についてご説明いたします。図面の1ページ目をごらんください。船岡中学校校舎耐震補強等工事の配置図になっております。工事の箇所は斜線の部分で、普通教室棟と特別教室棟及び渡り廊下が対象となっております。

1ページの右側になります。工事の概要をごらんください。工期ですが平成22年3月から平成22年12月までを予定しております。

工事内容は耐震補強のためのブレースの設置が8カ所、耐震壁の設置が14カ所、内外装塗装として特別教室棟の内部塗装及び校舎外壁の高圧洗浄を行いますので、剥離箇所等の補修塗装を行います。また、校舎の延命化、雨漏り対策のため、屋上とテラスの防水塗装工事を行います。校舎をつなぐ渡り廊下は鉄骨の筋交いの補修及び塗装を行います。東西に設置している非常用階段については手すりの部分にさびが発生し、もろくなっておりますので、撤去し、新たに手すりを設置いたします。また、生活の形態の変化に対応できるようトイレの洋式化と公共下水道に接続する工事を行います。

2ページ目をごらんください。校舎の立面図となります。上の図で赤く表示しているところがブレースを設置し、補強する箇所となります。

次に、3ページ目をごらんください。校舎の1階平面図となります。校舎南側の窓にブレースを4基設置し、部屋の内部には特別教室も含めて耐震壁を8カ所設置いたします。

次に、4ページは、校舎の2階平面図となります。南側の窓にブレースを2基設置し、部屋の内部については耐震壁を4カ所設置いたします。

次に、5ページ目は、校舎の3階平面図となります。南側の窓にブレースを2基設置いたします。

以上で工事概要の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 内外塗装というのは、すべてがきれいになるということでしょうか。

それから、トイレの洋式化というのは、すべてのトイレを洋式化するということでしょうか。

わからなかったんですが、図面を見ていて真ん中のあたりには何も耐震補強を施さないようになっているんですが、この赤で印されたところだけで耐震は十分だということなんですね、確認です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 工事の内容ですので私の方から説明させていただきます。

まず、塗装の関係ですが、外部につきましては現場の状況を見たところ、水あかが結構ついているということで高圧の洗浄を行います。それで大分色が戻るということでございますのでそのようにしたいということで設計しております。

次に、内部ですが、今回壁周りも多少壊したり復旧したりする箇所がございますので、それ

らについての内装工事はあるんですが、そのほか手をつけないところについては今回は見てごさいません。

次に、トイレにつきましてはほとんどが和便器をつけてあるものですから、男女の生徒さん用のトイレにつきましても洋便器を各トイレに1カ所ずつ今回設置するというごさいます。

次に、耐震の関係ですが、確かに今回耐震補強ということで設計事務所の方でi s 値を出していただきました。その結果については前に調査した結果をお示ししていると思うんですが、やはり一番低い数字が0.438というふうな構造体になっていた箇所もごさいます。それらを今回の補強でもってすべて0.72以上ということで、0.7以上のi s 値を求めたということから、前側のブレースの補強並びに内部の一部、壁の補強があるんですがそれで十分耐力的には問題ないという結果に基づいて今回設計したということです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） そうしますと、外は塗るわけではなくて洗浄なので今よりはきれいにはなるけれども、塗るまではいかないの少しきれいになるかなということですよ。

それと、中については子供たちにとってはそれほど変わりが無いということですかね、補強されたというだけで余り変わりが無い。

それから、トイレは各トイレ1カ所ずつ洋式化ということは、そのほかにトイレはかなり汚れて傷んでいますが、それについてはどうなるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 先ほど申し上げたとおり、内部は工事で壊したり復旧したりする箇所につきましては、当然、新設部分もごさいますのでそれについては既存の壁の塗装色と比較しますと、今度新しく塗るものですから大分目新しく変わるということごさいます。本来であれば内部塗装なんかも必要なのでしょうが、現時点で考えているのは授業をしながらの工事ということごさいますので、影響も最小限にとどめたということもごさいますのでそのような措置にしたということです。

トイレの関係ですが、先ほど話した1カ所ずつというのは、男子トイレが洋便器一つふえると。女子用につきましては二つ設置するというごさいます。当然、トイレ周辺の工事が始まるものですから、それらについては既存の便器の破損があれば、当然変更の対象になってくるんですが、それらを見ながらできるだけ清潔感が保たれるように磨きをかけるとか、その辺については実施してまいりたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問です。

○17番（白内恵美子君） 傷んでいるトイレというのが結構多いはずなんですよ。それは全部修理はできるのでしょうか。すべてのトイレが使えるように、それから床なんかでも傷んでいるところ、ドアが傷んでいるところ、それはどうなるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今回見ている箇所につきましては、先ほど申し上げた壊したり新しくしたりする部分につきましては、当然出入り口の枠からドアからすべて新しくなりますが、既存の部分においてはそこまでの新しくするとか、そういうことは考えておりません。ただ、破損している状況が著しいということであれば、現場の状況によってその部分の再度立ち会いしながら修繕等もできればしていきたいと思っています。議員さんごらんになってわかるとおり、今回発注して落札率から見ると、多少の融通性をきかせるような工事の差額がございますね。それでもって現場の状況によっては当然、手をつけるような場所が発生してくると思いますので、柔軟にそれらについては対応してまいりたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 入札について伺いたいんですが、後の議案にも出てきますけれども、入札先の企業の中で1社だけ最低制限価格を大きく下回って入札をしている企業があります。この会社は前からこういう傾向があったと思うんですけれども、実際今回は総合評価落札方式になって対象外というふうになっているんですが、例えばそのほかの一般競争入札とか指名競争入札の中で、今後、大きく最低制限価格を下回るような形でも入札にかかわってこういう企業の落札の可能性があるのかどうかということと、実際最低制限価格の積算そのものが妥当なものであるとすれば、この入札価格は不当に低いというふうに見ざるを得ないんですが、そういう場合、原材料費は大きく変動しないわけで、実際の現場で働く労働者の賃金や下請けに対する支払いなどにも大きく影響してくると思うので、今後の入札の中で著しく最低制限価格などを下回った場合などはどうするのか、例えばたしかかつてこの企業が落札をした経過もあったと思うんですが、今後の入札の方針について伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。公共工事管理監。

○公共工事管理監（小野宏一君） 低価格業者に対する今後の入札の考え方ということでございますけれども、低価格によりまして品質の低下や働く人たち、労働者へのしわ寄せ等を考えますと、最低制限価格というもので対応していきたいと考えております。

最低制限価格の考え方なんですけれども、国の方で決算及び会計令85条という取り扱いについてということで国の方から通知が来ておりまして、直接工事費の0.95、共通仮設費の0.9、現場管理費の0.7、一般管理費の0.3、それぞれを足した金額ということで通知が来ておりまして、それに基づきまして実施しております。これは国の方で調べてこれが適当であるということで決めたものと解釈しております。

今後の方針なんですけれども、一般競争入札につきましては、不特定多数の業者とかが参加する可能性がありますので、一般競争入札につきましては最低制限価格を設けて実施したいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか、はい、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 最低制限価格そのものが妥当なものであるとすれば、やはり入札先の企業についても不当に低価格で入札する、本当に真剣に入札しようとしているのであれば、そもそも入札業者として受け入れることについて問題があるんじゃないかという気もするのと、それから最低制限価格を下回る、言ってみれば大慎組のやっている入札内容が本当に真剣に積算されたものなのか甚だ私は疑問を感じるので、そういう部分について、例えば個別の問題として今後、この企業に対してどういうふうに考えるのかということ伺いたしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。公共工事管理監。

○公共工事管理監（小野宏一君） 今回の入札方式につきまして、特別簡易型総合評価方式ということで表の中で見てもらえばわかるんですけれども、価格以外の評価点ということで会社の所在地が柴田町にある場合は3点、除雪、融雪等の地域貢献度ということで4点、これは柴田町の地域貢献度ということで7点のハンディがあります。そういうことで1点の重みですけれども金額にいたしますと、この工事ですと約180万円程度の1点の重みがありますので、その辺を公告時点にそういう内容を公告しておりますので、大慎組さんはもっと勉強しないと落札できないのかなということで価格を落としたものと推測されます。

○議長（我妻弘国君） 公共工事管理監、応札者として問題点があるんじゃないかということなんですけれども、それについて答弁をお願いします。

○公共工事管理監（小野宏一君） 応札者としての問題につきましては、県とかに提出しております企業成績とか見ますと、結構高い点数ですので問題はないと考えております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点だけ質問いたします。今回総合評価落札方式を採用しているわけな

んですけども、資料を見ると、価格以外の評価項目及び評価点とございますが、これまでの実績、それから本社所在地とかあるんですけども、私が聞きたいのは、県などもこの総合評価落札方式を採用しているかと思うんですが、その評価項目なんですが、ここにはない、例えば資本の系列、つまり本社所在地が宮城県とか、柴田町にあるけれども実質的なオーナー、親会社といいましょうか、それが例えば他県とか、柴田町からすると他市町村にある、隣近所の町とかに実質的なオーナーの会社があると。せつかく地元の中小企業に落札になったんですけども、いざ工事となったら工事に来る業者というのは他市町村の方ばかりで地元の中小企業に結局仕事が回らないという、例えば危険性ということで、例えば宮城県とかはこの評価項目にそういう資本の系列というんでしょうか、実質的なオーナーがどうだとか、そういうチェックもしているのか、また柴田町としてそういう点をどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。公共工事管理監。

○公共工事管理監（小野宏一君） 今回の特別簡易型といいますのは、市町村は職員数も少なく体制的にも脆弱だということで、簡単な項目で技術力を判断して総合的に判断する方式として県から指導された市町村型の方式です。県につきましては、標準型とか提案型、高度型等ありまして、県の方では金額によっていろいろ評価項目等を加えてやっているようでございます。例えば施工計画とかそういうものも出して評価しているようです。

○議長（我妻弘国君） そのほか下請けが全部他市町になったり、そういうおそれということで聞いていますけれども。

○公共工事管理監（小野宏一君） 業者、柴田町の業者さんは、皆さん、ご存じのとおり、私の方でも確認して柴田町内できちっと事務所を構えて実施しているということでございます。そういうことで柴田町内にある業者は信頼というんですか、そういうものをもって確認しているところでございます。ほかに下請けとか本拠地がここでないというのは余り例がないと考えております。

○議長（我妻弘国君） 副町長。

○副町長（小泉清一君） 補足説明をさせていただきたいと思います。今回の工事は地域経済対策ということで国の方でもそういった観点で耐震工事ということが行われるようになっていきます。ですから、皆さんからお認めいただいた時点で本契約ということになります。その際、いわゆる請負業者につきましては、町内の業者をできるだけ使うようにということで指導してまいりたいと、このように思っております。指導の仕方も、例えば下請けに回す場

合、下請け申請書というものを必ず担当課の方に出してくるわけです。そのときに指導の私の方のチャンスというか、手段だなど、このように思っておりますのでよろしく願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 柴田町の一般競争入札などのときも、私が言った資本の系列がどうかというような調査はふだんはしていないのかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。公共工事管理監。

○公共工事管理監（小野宏一君） そこまではしていない現状です。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号、平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事（建築工事）（繰越明許）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第26号 平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事（建築工事）
（繰越明許）請負契約について

日程第11 議案第27号 平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事（電気設備
工事）（繰越明許）請負契約について

○議長（我妻弘国君） 日程第10、議案第26号平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事（建築工事）（繰越明許）請負契約について、日程第11、議案第27号平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事（電気設備工事）（繰越明許）請負契約についてを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第26号平成21年度船岡中学校屋内運

動場改築工事（建築工事）（繰越明許）請負契約について及び議案第27号平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事（電気設備工事）（繰越明許）請負契約についての提案理由を申し上げます。

船岡中学校屋内運動場は、昭和45年度に建築し、既に40年ほどが経過し、床材料や体育設備の老朽化が著しいことから、屋内運動場の耐力度調査を実施したところ、改築を要する建物と報告されました。

また、現在の施設基準より狭い建物であることから、改築にあわせて面積をふやすものです。

本年、屋内運動場改築工事の実設計が完了しましたので工事を行うものです。

なお、本工事は建築、電気、機械設備工事に分離発注するもので、既設予算に基づき、制限つき一般競争入札の特別簡易型総合評価方式として、2月8日に入札公告を行い、3月2日に入札執行いたしました。

議案第26号につきましては、建築工事が対象となっております。入札参加者は、株式会社大慎組、株式会社四保工務店、株式会社松浦組の3社でありました。

入札を執行した結果、株式会社松浦組と3億9,690万円で工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第27号につきましては、電気設備工事が対象となっております。入札参加者は、株式会社新日電業商会、笠松電気株式会社、窪田電気株式会社の3社でありました。

入札を執行した結果、笠松電気株式会社と4,690万3,500円で工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。公共工事管理監。

○公共工事管理監（小野宏一君） 議案第26号、27号の補足説明を申し上げます。議案書は3ページと5ページになります。

提案理由につきましては町長が申し上げましたが、船岡中学校屋内運動場は老朽化が著しいことから改築工事を行うもので、請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、工事の契約関係について説明申し上げます。

最初に、工事の発注の方法です。議案第25号でも説明いたしましたが、受注機会の確保、景気対策という観点から、船岡中学校屋内運動場改築工事は、建築工事と機械設備工事、電気設備工事に分離して発注しております。

次に、契約の方法です。船岡中学校屋内運動場改築工事（建築工事）（繰越明許）と船岡中学校屋内運動場改築工事（電気設備工事）（繰越明許）は、設計額で2,500万円以上でしたので制限つき一般競争入札による契約といたしました。これらの工事につきましては、限られた学校敷地内での工事になるため、工事車両の出入りによる安全性、隣接校舎の耐震工事も並行して行うことから、綿密な施工調整も必要となります。それには企業の施工実績や配置技術者の能力等のすぐれた企業と契約を締結する必要があるため、価格と品質の両面から総合的に評価する特別簡易型総合評価落札方式を適用いたしました。

次に、入札の結果について説明申し上げます。工事請負契約案件資料の議案26、27号関係の資料の1ページをごらんください。

建築工事の方になります。入札参加資格者を宮城県大河原土木事務所管内に本店を有するものとか、建設業法に規定している特定建設業の許可を受けていることなどの制限を設けまして、2月8日に入札の公告をし、受け付けをしましたところ、3社からの申し込みがあり、審査した結果、入札参加資格者は表のとおり、町内2社と町外1社の3社となりました。

2ページをごらんください。入札執行日は3月2日です。

予定価格は設計額です。消費税抜きで4億212万8,000円です。最低制限額は国の基準に基づいたもので消費税抜きで3億5,232万5,000円です。

落札者の決定の流れについて説明いたします。下の表になります。まず、入札をしていただきまして、入札価格が予定価格より下で最低制限価格より上の範囲にあるものが総合評価対象者になりますので、本工事では入札の結果、大慎組は3億3,200万円で最低制限価格以下です。総合評価対象外となり、株式会社四保工務店が4億円、株式会社松浦組が3億7,800万円で予定価格の範囲内にありますので、この2社が総合評価対象者となりました。

次に、総合評価対象者の中から価格以外の評価点と価格評価点を加えた総合評価点の最高得点を獲得したものを落札者と決定いたしますので、本工事では総合評価対象者は株式会社四保工務店と松浦組で、価格以外の評価点はそれぞれ合計で20点になります。それに価格評価点、松浦組は最低価格ですので80点、四保工務店は最低価格との比率になりますので最低入札価格の3億7,800万円を入札価格4億円で割り80点を掛けますと75.6点になります。総合評

価点は四保工務店が95.6点、松浦組が100点で松浦組が最高評価点獲得者となり落札者となりました。

平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事（建築工事）（繰越明許）の契約相手方は、株式会社松浦組で、契約金額は入札金額3億7,800万円に消費税を加算した3億9,690円となりました。

工期は議会の議決の翌日から平成22年12月24日までです。

次に、電気工事の方です。これも契約方法につきましては建築工事同様に制限つき一般競争入札で特別簡易型総合評価落札方式を適用しております。

3ページをごらんください。入札参加資格者をこれも大河原土木事務所管内に本店を有することなどの制限を設け、2月8日に入札の公告をし、受け付けをしたところ、3社から申し込みがありました。審査した結果、入札参加者は表のとおり、町内1社と町外2社の3社となりました。

4ページをごらんください。入札の結果について説明いたします。入札執行日は3月2日です。予定価格は設計額で、消費税抜きで4,961万9,000円です。最低制限価格は国の基準に基づいたもので、消費税抜きで4,269万9,000円です。

落札者の決定の流れです。下の表をごらんください。まず、入札をしていただきまして入札価格が予定価格より下で最低制限価格より上の範囲にあるものが総合評価対象になりますので、本工事の場合は入札の結果、最低価格が4,467万円で、3社すべてが予定価格の範囲内にありますので3社とも総合評価対象者になりました。次に、総合評価対象者の中から価格以外の評価点と価格評価点を加えた総合評価点の最高得点を獲得したものを落札者と決定いたしますので、本工事の場合は価格以外の評価点は、新日電業商会さんと窪田電気工事さんがそれぞれ8点、笠松電気株式会社さんが15点でした。価格評価点は笠松電気株式会社さんが最低価格ですので80点、新日電業商会は78.96点、窪田電気工事が79.87点で、合計得点では95点で笠松電気株式会社が最高得点獲得者となり落札者となりました。

平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事（電気設備工事）（繰越明許）の契約の相手方は笠松電気株式会社で、契約金額は入札金額4,467万円に消費税を加算した4,690万3,500円となります。

工期は議会の議決の翌日から平成22年12月24日までです。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 工事の概要についてご説明いたします。

図面の1ページをごらんいただきたいと思います。

船岡中学校屋内運動場改築工事の建築工事と電気設備工事の配置図になります。新しい屋内運動場は既存の屋内運動場とほぼ同じ位置となりますが、面積は約1.6倍の広さとなります。

1ページの右側になります。建築工事概要をごらんください。

工期は平成22年3月から平成22年12月までを予定しております。

屋内運動場の新築工事面積は1,845平方メートルとなります。

既存の屋内運動場の解体面積は1,119平方メートルで、屋体部分が969平方メートル、音楽室部分が150平方メートルとなります。また、西側に隣接しているプールにつきましては解体し、駐車場を整備する予定でございます。関連補完工事といたしまして、駐輪場新築工事、渡り廊下改修工事、西側フェンス改修工事、駐車場の造成工事を予定しております。

次に、電気設備工事概要をごらんください。

工期は建築工事と同じく平成22年3月から平成22年12月までを予定しております。

工事の内容につきましては、屋内運動場で使用いたします電灯設備、動力設備、受変電設備、電気時計、音響、拡声設備、自動火災報知設備、外灯、舞台照明等の工事となります。

2ページをお開きください。

屋内運動場の1階の平面図となります。アリーナの面積が1,080平方メートル、バスケットコート2面、バドミントンコートなら6面とれる広さとなります。また、ステージの位置は学校の行事や生徒、保護者の出入り等を考えまして西側に設置いたしております。そのほか1階には男女の更衣室とトイレ、多目的トイレ、ミーティングルーム、倉庫、器具等を備えております。

3ページをお開きください。屋内運動場の2階の平面図となっております。2階には卓球の練習ができる広さのギャラリーとメンテナンスのための通路を設置しております。

4ページをお開きください。屋内運動場の南立面図と東立面図となります。南側は外部への出入りが2カ所と外部トイレの入り口がございます。2階上部には光と風の取り入れ窓を設置し、明るい体育館としております。東側には現在の体育館と同じ位置に出入りができます。また、バリアフリーのスロープが設置されるようになります。天井が少し高くなりますので、2階部分を内側に後退させ日陰部分の影響が少なくなるように配慮しております。

次に、5ページ目をお開きください。屋内運動場の北立面図と西立面図になります。北側は外部への出入りを2カ所設けております。西側にはステージがありますのでステージ裏の

出入り口を2カ所設けております。なお、校舎と屋内運動場ということで大規模な工事が重複いたしますので、工事管理につきましては専門業者を委託して一貫性のある工事の進行と生徒の安全確保、良好な教育環境を考えて工事を進めてまいります。

以上で工事の概要の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 議案名としては両方に共通しますし、先ほどの25号にも共通するんですが、今回は制限つき一般競争入札の特別簡易型評価方式ということで、この説明書にありますように、評価項目及び評価点云々ということで先ほど来から話になっています本社所在地とか除・融雪、災害対応等が評価項目の対象になっているということでございますが、今後、こういう入札関係で、例えば今回の場合は緊急経済対策の趣旨からして地域の事業者を優先するよということもありましてこういう評価方式になったということでございますが、今後、例えば競争入札の中で制限つき等が外れた場合に、今言ったような本社の所在地とか地域に対する除・融雪とか災害対応等での協力の面が、この入札制度でない、いわゆる一般競争入札なんかの場合はこういうものは評価の対象にならないというところをえ方をしているのかどうか一つ伺いたい。

先ほど、下請け申請書が出たときに、なるべく町内あるいは地元の事業者、下請けを使うように指導したいということだったんですが、これは例えば指導に従わないとか、そういうことになったときに、今回は契約しちゃったのでどうにもならないんですけども、今回以降のペナルティーにでも評価の対象でそれを加味していけるような、制度的にはないんでしょうけれども、その辺、どういう考え方でしていくのか聞きたいと思います。

それから、校舎の方も体育館の方もセキュリティー関係は対象になっていないようなんですけども、セキュリティーの方は今後、どういうふうに、例えば船岡中学校の場合は対処していくのか、多少、今回の工事の中で少しその辺も加味していけるのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 1点目、2点目、副町長。

○副町長（小泉清一君） お答えを申し上げたいと思います。今後の入札の方式と申しますか、考え方についてお話を申し上げておきます。実は私、指名委員会の委員長をやっておりますので指名委員会の考え方を申し上げたいと思っております。

入札につきましては、年度当初、ことしの入札をどうするかということでみんなで検討する

ことにしています。21年度の話を上申しますと、21年度は大體年度当初、いつも4月ごろ指名委員会を開催しているんですが、そのときの考え方は、大體21年度は6億円ぐらいの工事量になるんでないかなと、このように考えておりました。中身を見ましたら、いわゆる2,500万円、私ども2,500万円以上は一般競争入札というふうにとらえておりますので、2,500万円以上の工事を見た場合、そんなになかったんですね。6件ぐらいというふうに私は記憶しています。その後、経済対策が出てまいりまして実は10件になっているところでございます。

話があちこちに行って申しわけないんですが、それで指名委員会の考え方なんですが、21年度は、先ほど言いましたように、2,500万円以上のものをすべて一般競争入札を行いましょうということに決定をしておりました。その後に経済対策が出てきた関係もあるんですが、5,000万円以上につきましては特別簡易型総合評価方式を採用しましたということになっています。一般競争入札につきましては、すべて総合も何も最低制限価格を設けて、いわゆる工事の品質を守るんだと。それから従来出ていますように、そこで働いている人たちの労賃を確保するためにも割らないようにしようということで実は話し合いをしているわけでございます。それに基づいて実は21年度は執行させていただいているということでございます。

ですから、来年度、どうするのかということですが、来年度も実は総務省の方から1,000万円まで一般競争入札を下げるべきだという指導が実はございます。これにつきましては、やはり町内の業者を見た場合、1,000万円まで下げるのはどうかということが実はございます。隣接の町村を見てもまだまだ柴田町は進んでいる方でございまして、一般競争入札ということになると、大體3,000万円から5,000万円以上ということで実施しているのが常なようでございます。ただ、白石市、この辺ですと名取市、岩沼市ですと1,000万円まで下げているということでございます。その内容を見ますと、柴田町同様、制限つき一般競争入札を実施しているんですね。

そこで、問題なのは、制限つきということになりますと地域限定かということなんですが、柴田町は、例えば白石市とか名取市と違いまして業者数がそんなにないんですね。ですから、柴田町はどうしても大河原土木事務所管内まで広げざるを得ないというのが実態です。私の気持ちとしては、町内の業者を大切にしたいという気持ちはあるんですが、いわゆる競争性を考えますと、町内の業者だけでは対応できるのは、今回もそうだったんですが、この建築工事につきましては柴田町内だけで対応できるのは2社しかいないんですね。それで大河原土木事務所管内に対象を広げましたら、実は11社が参加できる要件は満たしておったわ

けです。ですから、これでは競争入札になるだろうということで採用させていただいたということでございます。話が戻りますが、来年度からはそういった状況も見ながら、それから1,000万円以上でなくて来年はこの結果を踏まえて2,500万円にするか、2,000万円まで下げかということは、来年度は今後、決定をさせていただきたいなど、このように思っております。

それから、下請けの指導でございますが、これにつきましては、大分業者の方も私の方の指導に従っていただいているのが実態でございます。実はことし、一般競争入札で行いました制限つきなんです、私の行政区の集会所でございますが、これにつきましては元請け業者がすべて町内の業者に頼んで下請けをしてもらっているということになっています。ですから、私の方は別に強要するわけではないんですが、そういうことでお願いしていけば、やはり町内の業者も町としては地域内の経済を回すんだという観点を十分言っていますのでそれを理解していただいているのかなど、このように思っているわけでございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） セキュリティーに関して教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 現在、セキュリティー関係について学校施設関係については警備保障会社に委託しておりますので、今後、警備保障会社の方に委託するという手続をやっ
てまいります。

○議長（我妻弘国君） はい、どうぞ。

○11番（大坂三男君） 今、委託しているのはわかりますが、例えば新しい体育館の方は設備的にセンサーを取りつけるとかということは今回の改築であるのかどうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 新しい体育館にセンサーの取り付け等はやっておりません。今後、警備保障会社と委託契約で警備をやらせようという考えで進めております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号、平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事（建築工事）（繰越明許）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号、平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事（電気設備工事）（繰越明許）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第28号 平成21年度柴田町一般会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第12、議案第28号平成21年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第28号平成21年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、町営住宅建設事業の経費について、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用するための繰越明許費の設定を行うものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 8ページをごらんください。第1表の方です。款8 土木費、項5 住宅費、事業名が町営住宅建設事業、繰越額が781万5,000円となります。今回の繰り越しの理由なんです、現在、住宅関連事業の中で幹線道路の整備を今現在実施しております。

1月、2月、3月もそうなんです、かなり雪とか雨が数日間降ったということにより道路の路盤改良ができなくなりました。ということは、水がかなり土の方に付着して大分濡れている状況の中で道路改良ができないということから、今回、その期間分を次年度に繰り越したいということでございます。

主な中身につきましては、申し上げたとおり、地盤改良工事を進めないと上部の方の歩道並びに舗装等々の事業が残るということが予想されたということから、今回、工期としましては3月25日までの予定だったんですが、4月30日まで延期してその中で工事を完了させたいということから今回お願いするものでございます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号、平成21年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議発第1号 柴田町議会会議規則を左横書き等に改める規則

○議長（我妻弘国君） 日程第13、議発第1号柴田町議会会議規則を左横書き等に改める規則を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。9番水戸義裕君の登壇を許します。

〔9番 水戸義裕君 登壇〕

○9番（水戸義裕君） 9番水戸義裕であります。ただいま議題となっております、議発第1号柴田町議会会議規則を左横書き等に改める規則についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、今定例会において議決した柴田町条例の左横書き等の整備に関する条例の制定に基づき、柴田町議会会議規則の形式についても左横書き等に改めるものであります。

当該規則については、議会に専属する規則であり、議員みずからで改正するものです。

訂正の内容としては、規則第1条で趣旨をうたい、第2条で措置として左横書きに伴う字句やその他必要な措置及び用語等の整備を、柴田町条例の左横書き等の整備に関する条例の例によるものとし、施行日を平成22年4月1日とするものです。

同僚議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議発第1号、柴田町議会会議規則を左横書き等に改める規則の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 意見書案第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

○議長（我妻弘国君） 日程第14、意見書案第1号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。10番森 淑子さんの登壇を許します。

〔10番 森 淑子君 登壇〕

○10番（森 淑子君） 10番森 淑子です。ただいま議題となっております、意見書案第1号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書（案）

第2次世界大戦の末期、1945年8月に広島、長崎に人類最初の原爆が投下されました。二つの都市は瞬時にして壊滅し、いのちを奪われた人の数は、その年の末までに広島で14万人、長崎で7万人とされています。原爆はその後も被爆者を襲い続け、ガンや白血病を初め、さまざまな晩発性障害がいのちを奪いつづけています。しかし、今も約2万数千発の核兵器が備蓄配備され、北朝鮮の動向など新たな核拡散の危険も強く懸念されています。

2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面しています。

被爆65周年を迎える2010年、国連本部で米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有5カ国を含む世界190国が加わるNPT再検討会議が開かれます。日本は唯一の被爆国として、核兵器全面禁止のイニシアチブをとることが求められています。

国会及び政府におかれては、非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶を目指す「2020ビジョン」を支持し、恒久平和実現に向けて核軍縮・不拡散外交に強力に取り組むことを要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月18日

宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

外務大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第1号、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第15 意見書案第2号 プルサーマル計画に対して慎重な対応を求める意見書

○議長（我妻弘国君） 日程第15、意見書案第2号プルサーマル計画に対して慎重な対応を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。7番広沢 真君の登壇を許します。

〔7番 広沢 真君 登壇〕

○7番（広沢 真君） 7番広沢 真であります。ただいま議題となっております、意見書案第

2号プルサーマル計画に対して慎重な対応を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

プルサーマル計画に対して慎重な対応を求める意見書(案)

東北電力の女川原発3号機でのプルサーマル（酸化プルトニウム混合燃料使用）の実施について、経済産業省が1月8日にこれを許可し、宮城県を含む地元自治体の同意に焦点が移っています。

日本のプルトニウム利用につきましては、もともとは高速増殖炉が想定されていました。想定外だった軽水炉でのプルサーマル発電が急浮上したのは、「もんじゅ」の事故などに起因しています。しかも、プルサーマルは10年以上も前に持ち出されながら、茨城県東海村での臨界事故、プルサーマル用核燃料のデータ捏造、福島第1、第2原発などでの東京電力によるトラブル隠しが相次ぎ、いったん了解した地元自治体がこれを撤回したという経過をたどりました。

プルサーマルが運転制御のリスク、現場労働者の被ばく線量の増大、MOX燃料と使用済み燃料の保管上の課題など、リスクをふやすことは誰もが認めています。

また、地震学の研究の進展に伴い、耐震安全基準の不備が指摘されて新指針が策定されたものの、新潟県中越地震において柏崎刈羽原発がこの基準をも上回る地震動に見舞われました。原発の耐震安全性の確保については、学際的な探求が求められている状況であります。

六カ所工場では、使用済みウラン燃料の再処理すら稼働しておらず、使用済みMOX燃料に対応する第2処理工場についてはすべてがこれからです。プルサーマルをそのまま実施すれば、使用済みMOX燃料は数十年以上の長期間にわたって女川原発のサイト内に貯蔵・保管されることとなります。原発の立地市町では、プルサーマルの実施時期について「再処理事業のめどが立ってからにすべきだ」とする根強い意見が消えていません。

女川原発の立地市町の住民の間には、東北電力が繰り返しトラブルを引き起こしたことに加えて、宮城県沖地震が確実に発生すると予想されている中で、不安感が根強くあります。柴田町は、女川原発から80キロメートルの距離にありますが、大地震と連動した過酷事故等があった場合、住民への影響は免れません。

プルサーマルは、直ちに着手しなければならない喫緊の課題ではなく、エネルギー政策においてもその安全確保においても、もっと論議されるべき点を多く抱えています。地元住民に何世代にもわたる新たなリスクを持ち込むことになるので、プルサーマルの実施に当たっては、立地市町村の住民の納得と合意が非常に重要です。

したがって柴田町議会は、女川原発におけるプルサーマル実施については、地元住民の意思確認を行い、慎重な態度をとるよう要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月18日

宮城県柴田町議会

提出先

宮城県知事 殿

以上、同僚議員の皆さんのご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第2号、プルサーマル計画に対して慎重な対応を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が宮城県知事に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第16 陳情第1号 政府へ外国人への地方参政権付与に反対する意見書採択を
求める陳情

陳情第2号 プルサーマル計画に対して宮城県に慎重な対応を求める意
見書提出方陳情

議長（我妻弘国君） 日程第16、陳情に入ります。

今期定例会において本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

議会運営委員会の協議により報告のみの取り扱いといたします。

なお、要望等についてもお手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第17 議員派遣の件

○議長（我妻弘国君） 日程第17、議員派遣の件についてお諮りいたします。

この件に関し、地方自治法第100条第13項及び柴田町議会会議規則第119条の規定により、別紙配付のとおり、平成22年度中に開催される各種会議、講座、研修等の議員派遣について承認いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、平成22年度中に開催される各種会議、講座、研修等に議員を派遣することに決しました。

日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（我妻弘国君） 日程第18、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

総務、文教厚生、産業建設の各常任委員会委員長から、今期定例会後の所管事務調査の活動願いが出ておりますので、5日以内において承認したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、調査活動は5日以内で承認することに決しました。

これで会議を閉じますが、閉会前に町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（滝口 茂君） 閉会に当たりまして一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

さて、今定例会に付議いたしました議案は、専決処分1件、人事案件1件、条例6件、平成21年度補正予算、平成22年度各種会計、当初予算などを含めて計25件、追加議案といたしまして契約案件3件、町営住宅建設事業の繰越明許費を合わせまして29件となりました。

慎重なる審議を賜り、全議案につきましていずれも原案のとおり可決いただきましたこと、御礼と感謝を申し上げます。

今回可決いただきました平成21年度補正予算及び平成22年度当初予算によって、これまで町民や子供たちに我慢をしていただいていた生活道路の整備や教育環境の充実、子育て支

援を初め緊急雇用対策や農業、観光などの地域産業の振興にも積極的に取り組むことが可能となり、必ずや町民の暮らしの向上や柴田町の活性化に資することができると思っております。改めて議員の皆様には感謝申し上げます。

こうしたまちづくりができるようになりましたのも議会のご理解による行財政改革に基づく財政再建プランが功を奏したことや、国や県の緊急経済対策をアンテナを高くして町の予算に結びつけた職員の政策力の向上や、みんなで町をつくろうという町民の意欲がうまくマッチしたからだと思っております。

おかげさまで、今回、特別地方交付税でございますが約1億8,400万円で、予算を3,400万円の増ということで内定がございました。また、経済活性化きめ細かな臨時交付金につきましては、第2次配分で2,600万円の増、合計で8,992万3,000円となります。県の森林整備過疎化林業再生事業補助金において、予想を上回る増額配分が追加される予定となつて500万円の増で5,000万円が追加配分されまして、合計約6,500万円の財源が新たに確保できる見通しとなっております。新たに創設した地域活性化公共投資臨時交付金基金約2億円を合わせますと、初めて約10億円の大台に乗った基金を確保できる見込みでございます。

一方で大型の公共事業がメジロ押しなので新たな借金はしますが、しかし、返済額の方が多いので、今後も借金残高は減ることがあってもふえることはございません。ちなみに平成15年度ピーク時、約156億円あった借金も平成22年度末には約118億円となる見込みで7年間で38億円も少なくなっておりますので、今後、新たに事業を起こしても町民にご心配をおかけすることは一切ございませんのでご安心いただきたいと思っております。

最後に、このように財政体質の改善が進んだことにより、今後は財政規律を守りながらも安全・安心な事業や町民の暮らしを守る政策、将来の発展の礎となる産業や観光への投資を積極的に行ってまいります。

町の将来像を質の高いコンパクトシティーに託したいという町民の期待が高まっており、自立戦略の着実な浸透を見れば、その選択に誤りはなかったと思っております。

4月1日からはいよいよ住民自治によるまちづくり基本条例が施行されます。議会、住民、行政、NPOとの協働による実践的自治を展開しながら、柴田町の魅力を全国的にアピールする花咲山構想に基づく花の町・柴田のブランド化戦略を通じましてアピールしてまいりますので、議員各位の今後のご指導、ご鞭撻、よろしく願い申し上げます御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（我妻弘国君） 以上をもって平成22年柴田町議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時39分 閉会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年3月18日

議 長

署名議員 番

署名議員 番